

## 新潟地方裁判所委員会（第3回）議事概要

1 日 時 平成16年9月8日（水）午後2時30分から同4時30分まで

2 場 所 新潟地方裁判所所長室

3 出席者 11人の委員が出席（小野充二委員，町屋隆委員欠席）  
学識経験者委員 阿部愛子委員，小川みどり委員，小田敏三委員，  
七里佳代委員，本間一也委員  
弁護士委員 川上 耕委員，二岸直子委員  
検 察 官 委 員 總山 哲委員  
裁 判 官 委 員 宗宮英俊委員，犬飼眞二委員，大谷吉史委員

4 裁判所長あいさつ

5 議事概要

(1) 全体概要

ア 委員会では，まず，植村立郎委員長の転出に伴い新委員長の互選が行われ，宗宮英俊委員（新潟地方裁判所長）を委員長に選任した。なお，地裁所長が委員長に付く場合には，裁判所以外の委員の意見等が反映されるよう配慮されたいとの意見があり，当然の御意見として承る旨の回答がされた。

イ 引き続き，裁判所事務局から，前回の委員会における意見を受けて，来庁者の利便性の向上のために案内カウンターの設置を行い，本庁玄関ロビーの改装が行われたこと及び委員への情報提供のため「新潟地方裁判所委員会通信」を発行することにしたことの説明が行われた。また，大谷吉史刑事部総括裁判官から，本年5月にいわゆる裁判員法が成立，公布されたことに伴い，同法の概要を中心に，裁判員制度に関する説明が行われた。

ウ 意見交換の冒頭，裁判所，検察庁，弁護士会及び法務局からそれぞれ，憲法週間行事及び法の日週間行事の実施状況についての報告がされた。

エ なお，委員会開催に先立ち，当日午後1時15分から2時15分まで，希望する委員が，刑事公判事件（外国人事件）の法廷傍聴を行った。

(2) 意見交換がされた主な内容

ア 憲法週間，法の日週間の行事について

(ア) 裁判所において，裁判官が法律相談を行いますという立て看板を出して広報を行ってはどうか。

(イ) 裁判官が法律関係の実質的な部分の相談を行うというのは問題ではないか。

なお，この際，申立手続に関する相談など裁判所の受付窓口の充実の必要性についても話が及び，地裁所長から，現在，裁判所において民事部の受付窓口の改修が計画されていること，受付窓口の充実については，改修計画の具体化を待つて再度意見を伺いたい旨の説明がされた。また，裁判所事務局から，申立手続の便宜を図るため，各種申立書等の書式を新潟地裁のホームページに掲載し，かつ，書式の取り出しができるよう作業を進めていることが紹介された。

(ウ) 昨今，法教育という言葉が叫ばれ出した。基本的な法律関係や権利，義務あるいは人権といった問題についてきちんと理解をしてもらうことが大切であり，このためには，子供のときからの法教育が重要である（中学校又は高校への出張講義については，新潟地裁，新潟地検又は新潟県弁護士会において，それぞれ企画され又は実施されている。）。

- (エ) 中学生による刑事模擬裁判はおもしろい企画だと思う。判決までは行わなかったとのことだが、判決までやってもらうこともおもしろいと思うし、より真剣に聞いてもらえるのではないか。
  - (オ) 裁判に興味を持って法廷を傍聴する人が増えているが、裁判手続を知らない人がほとんどである。また、裁判所は敷居が高く、自分には関係ない所と思っている人が多く、入りにくいところである。裁判所に来てもらうためには、裁判官等から事件手続についての説明を受けるとすれば、裁判所に入りやすくなるし、有意義である。例えば、月1回あるいは週1回「裁判所の日」というものを設けて、裁判傍聴のあと、裁判官、検察官、弁護士が残って、説明を行うこともよいのではないか。
  - (カ) 本日、裁判を傍聴して改めて感じたが、人を「裁く」ことが裁判の目的ではなく、裁判において検察官は何を守ろうとしているのか、弁護人は何を守ろうとしているのかを理解し、その上で裁判所は何を守るために「裁く」のかといった観点からの説明が必要である。また、説明の仕方にも工夫が必要である。
- イ 裁判員制度に関する広報活動について
- (ア) まず、市民が、刑事裁判に参加をするという認識も持ってもらうなければならない。その上で、裁判において、何を、どのように考えるのかの基礎知識を身につけさせる必要があると思う。そのためには、若い世代である中学生や高校生に対しての法教育が必要になってくる。
  - (イ) 裁判員制度は、法律家の専門的な立場からの意見と市民感覚からの意見の双方妥当な結論を導くものである。このように裁判員には普通の市民感覚が求められるのだという趣旨の広報が必要であると思う。
  - (ウ) 法が支配する裁判という場に、市民感覚を入れるということには納得できない部分があるが、多くの人も、市民感覚で物を言っているのかという感覚ではないか。また、多くの国民が「参加しなくても結構」と思っているのに「参加できます」というのはおかしい感じがする。したがって、裁判員制度の意義、特権的に行われていた裁判に国民が参加し、意見をいう画期的な制度であることの広報が必要である。
  - (エ) 裁判員の氏名や住所が漏れないようになっているとはいえ、あとから恨まれたりするのではないかなどの怖さがある。裁判員となっても怖くないという意味での広報も必要である。

## 6 次回委員会について

- (1) 平成17年1月24日（月）午後2時30分から
- (2) 意見交換のテーマ
  - ア 裁判員制度に関する広報活動について（続行）
  - イ 簡易裁判所の手続について

以 上